

## 学校において予防すべき感染症について

下記の感染症は、学校保健安全法により、出席停止となります。

第2種の感染症については、下記のとおり出席停止の基準が定められていますが、病状により、学校医その他の医師が感染予防上、支障がないと認めた場合はこの限りではありません。

これらの感染症にかかった場合は、すみやかに学校に連絡し、医師が指示する期間、出席を控えてください。登校を開始する際には、別紙「診察結果報告書」または診断書等を学校に提出してください。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)	
	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
	※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症後(発熱の翌日を1日として)5日を経過かつ解熱後2日を(幼児は3日)経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	発しんに伴う発熱の解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
第三種	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	